

人間文化研究機構特別共同利用研究員規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第66号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関(以下「各機関」という。)における特別共同利用研究員(以下「研究員」という。)の受入れに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究員とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の規定に基づき、各機関において研究に従事し、併せて研究指導を受ける大学院学生をいう。

(受入許可)

第3条 研究員の受入れは、各機関の所定の会議等の議を経て、各機関の長が許可する。

(受入期間)

第4条 受入期間は、原則として1年とする。ただし、研究員の研究状況により、当該大学院及び本人の申出があった場合、各機関の長は所定の会議等の議を経て、その期間の延長を認めることができる。

(研究)

第5条 研究員は、各機関の関連する分野について研究するものとする。
2 研究員は、必要に応じて研究指導を受けることができる。

(研究料)

第6条 研究員の研究料は、別に定める人間文化研究機構受託研究等経費算定規程による。

(研究の終了)

第7条 各機関の長は、研究員が所定の研究を終了した場合は、当該研究員に研究修了証明書を交付するとともに、当該研究員が在籍する大学院にその旨を通知するものとする。

(受入れの取消し)

第8条 各機関の長は、研究員が次の各号の一に該当する場合は、所定の会議等の議を経て、研究員の受入れを取り消すことができる。

- (1) 各機関の定める規程その他遵守すべき事項に違反したと認められる場合
- (2) 各機関で研究を行うことが適当でないと認められる場合

(研究指導の中止)

第9条 研究員が、研究期間中に健康その他の事由により研究指導の中止を希望する

場合には、各機関の長の許可を得なければならない。

（施設等の利用）

第 10 条 研究員は、各機関の施設、設備、文献、標本資料等をそれぞれの責任者の許可を得て利用することができる。

（その他）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、研究員の受入れに関して必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。